

写

23 林整研第661号
平成23年12月12日

各都道府県知事 殿

林野庁長官

「林業用種苗の配布区域外への配布申請の手続きについて」の一部
改正について

「林業用種苗の配布区域外への配布申請の手続きについて」（昭和46年7月24日46林野造第738号林野庁長官通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、その適正かつ円滑な運用について御配慮をお願いします。

「林業用種苗の配布区域外への配布申請の手続きについて」（昭和46年7月24日付け46林野造第738号林野庁長官通知）

新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>林業種苗法（昭和45年法律第89号）第24条第1項の規定に基づき、昭和46年2月1日付け農林省告示第179号をもって種苗の配布区域が指定されたことに伴い、同条第2項に基づきに規定する農林水産大臣の承認に係る申請手続を別紙のとおり定められたので、申請者に対する指導等についてご協力方をお願います。</p>	<p>林業種苗法（昭和45年法律第89号）第24条第1項の規定に基づき、昭和46年2月1日付け農林省告示第179号をもって種苗の配布区域が指定されたことに伴い、同条第2項ただし書きに規定する農林水産大臣の承認に係る申請手続を別紙のとおり定められたので、申請者に対する指導等についてご協力方をお願います。</p> <p>なお、同ただし書きでは、「<u>林業の試験研究の用に供する場</u>合その他特別の事情がある場合において農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない」とされているところであるが、「<u>松くい虫抵抗性松の植栽の用に供する場合</u>」が「その他特別の事情がある場合」に原則として該当するものとし、また、当該承認手続きを迅速に行うため標準処理期間を定めたので、申請者に対して周知されるよう併せてお願いする。</p> <p>別紙</p>
<p>林業用種苗の配布区域外への配布承認手続きについて</p> <p>第2 農林水産大臣の承認</p> <p>1 法第24条第2項ただし書の「特別な事情がある場合」とは、次に掲げる場合とする。 (1)・(2) 【略】</p>	<p>林業用種苗の配布区域外への配布承認手続きについて</p> <p>第2 農林水産大臣の承認</p> <p>1 法第24条第2項ただし書の「特別な事情がある場合」とは、次に掲げる場合とする。 (1)・(2) 【略】</p>

(3) 周辺木との造林成績の比較のための植栽の用に供する場合（ただし、承認の範囲等は別に定めるものとする。）

別記様式 2

(注意事項)

1～7 【略】

8 「配布を受けようとする事由」欄には、できるだけ詳しく造林予定地、用途・造林成績の見通し、過去の事例等を記載する。

別記様式 2

(注意事項)

1～7 【略】

8 「配布を受けようとする事由」欄には、できるだけ詳しく用途・造林成績の見通し、過去の事例等を記載する。

林業用種苗の配布区域外への配布申請の手続きについて

〔 昭和46年7月24日46林野造第738号
林 野 庁 長 官 通 知 〕

最終改正：平成23年12月12日林整研第661号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第24条第1項の規定に基づき、昭和46年2月1日付け農林省告示第179号をもって種苗の配布区域が指定されたことに伴い、同条第2項ただし書きに規定する農林水産大臣の承認に係る申請手続を別紙のとおり定めたので、申請者に対する指導等についてご協力方をお願いする。

別紙

林業用種苗の配布区域外への配布承認手続きについて

第1 配布承認申請書の提出

- 1 林業種苗法（昭和45年法律第89号。以下「法」という。）第24条第1項に基づき、農林水産大臣の指定する種苗の配布区域（昭和46年2月1日農林省告示第179号）外を受取地として種苗を配布しようとする生産事業者及び配布事業者（以下「配布者」という。）は、別記様式1による配布承認申請書を農林水産大臣に提出するものとする。
- 2 配布承認申請書には、別記様式2による配布依頼書を添付するものとする。

第2 農林水産大臣の承認

- 1 法第24条第2項ただし書の「特別な事情がある場合」とは、次に掲げる場合とする。
 - (1) 見本林の造成に供する場合
 - (2) 松くい虫抵抗性マツ（松くい虫が運ぶ線虫類に抵抗性を有する松の品種に相当するマツをいう。）の植栽の用に供する場合
 - (3) 周辺木との造林成績の比較のための植栽の用に供する場合（ただし、承認の範囲等は別に定めるものとする。）
- 2 農林水産大臣は、第1の配布承認申請書に掲げる配布事由が前項に掲げるものであって、配布区域外に配布しても優良な種苗の供給の確保に支障がないと認められる場合に、配布区域外への配布を承認するものとする。
- 3 農林水産大臣は、承認又は不承認の決定をしたときは、配布者にその旨を文書をもって通知する。

第3 標準処理期間

行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間は、申請文書を受理した日から起算して20日とする。

農林水産大臣 殿

申請者 氏名 印
住所

林業用種苗の配布承認申請について

このことについて、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第24条第2項ただし書きの規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

配布先	氏名住所	
用	途	
配布種苗の種類・数量	樹種	
	種子・穂木・苗木の別	
	種子・穂木の産地	
	苗令・規格	
	数量	
配布区域外への配布関係		
(配布事由)		

(記載注意)

- 1 「申請者」および「配布先」欄には、これらの者が法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載する。
- 2 「用途」欄には、山行時における用途を記載することとし、例えば産地比較植栽試験用、耐寒性品種試植用、見本林造成用、自県内一般造林用などを記載する。
- 3 「種子・穂木の産地」欄には、産地を県郡（市）名で記載し、苗木の場合にも使用種子・穂木の産地を記載する。
- 4 「苗令・規格」欄には、苗木についてのみ2年生床替用、3年生山行用などと記載する。
- 5 「数量」欄の単位は、種子は（kg）、穂木及び苗木は（本）とする。
- 6 「配布区域外への配布関係」欄には、第1区→第3区などと記載する。
- 7 「配布事由」欄には、別添何某の要請によるなどと記載する。

殿

氏名
印
依頼者
住所

林業用種苗の配布区域外への配布依頼について

このことについて、下記のとおり配布を受けたいのでご依頼します。

記

用	途	
配布種苗の 種類・数量	樹 種	
	種子・穂木・ 苗木の別	
	種苗の産地	
	苗令・規格	
	数 量	
配布区域外への配布関係		
配布予定年月日		
配布を受けようとする事由（林業種苗法（昭和45年法律第89号）第24条第2項ただし書きの事由）		

(記載注意)

- 1 「あて名」は、当該種苗の配布を行う生産事業者または配布事業者とする。
- 2 「依頼者」欄には、依頼者が法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載する。
- 3 「用途」欄には、山行時における用途を記載することとし、例えば産地比較植栽試験用、耐寒性品種試植用、見本林造成用、自県内一般造林用などを記載する。
- 4 「種苗の産地」欄には、希望するものがある場合にその産地を記載する。
- 5 「苗令・規格」欄には、苗木についてのみ2年生床替用、3年生山行用などと記載する。
- 6 「数量」欄の単位は、種子は(kg)、穂木及び苗木は(本)とする。
- 7 「配布区域外への配布関係」欄には、第1区→第3区などと記載する。
- 8 「配布を受けようとする事由」欄には、できうるだけ詳しく造林予定地、用途・造林成績の見通し、過去の事例等を記載する。